

主任更新研修に関するQ&A（令和7年3月11日現在）

青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課

(注)主任介護支援専門員更新研修→主任更新研修、主任介護支援専門員研修→主任研修と記載しています。

【申込について】

Q 1 主任更新研修受講申込書に「ケアマネ証失効の有無」とあるが、どういう意図で確認するのか。

A 1 介護支援専門員証の有効期間を満了した場合（ケアマネ証を失効した場合）、主任介護支援専門員の資格も失効していることから、主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たさないためです。

Q 2 人事異動で現在、介護支援専門員の業務に就いていないが、今後も人事異動があるため、主任介護支援専門員資格を更新したい。現任の介護支援専門員でなくても受講できるか。

A 2 受講要件を満たしていれば受講できます。ただし、指導事例を持ち寄ることになっていますので準備をお願いします。

【受講時期について】

Q 3 主任更新研修を介護支援専門員の有効期間内に修了できない場合は、主任資格はどうなるのか。

A 3 主任資格は介護支援専門員であることが前提ですので、有効期間満了以降は主任介護支援専門員資格も失います。

【要件1について】

Q 4 要件（1）の研修企画担当者は、講師やファシリテーターの経験がなくても、ケアマネ協会や地域包括支援センター、市町村が行うケアマネに対する研修の企画を行っていれば該当するのか。

A 4 介護支援専門員に係る研修の企画担当として、研修の企画から開催まで関わった場合に該当します。そのため、講師依頼、会場予約、研修案内作成、受講者名簿管理等の事務的関わりのみは企画担当に該当しません。

Q 5 地域包括支援センターに勤務し、地域の介護支援専門員を対象とした研修会を企画しているが、企画をしたことが確認できる提出書類として、どのようなものがあるのか。

A 5 研修を開催するための打合会の会議録など、企画に関わっていることが確認できる書面を提出してください。

【裏面もあります。】

Q 6 地域包括支援センター主催の認知症サポーター養成講座でキャラバンメイトとして講師をしたが、要件 1に該当するか。

A 6 認知症サポーター養成講座は、「地域や職場において、認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人と家族を応援する人」を養成するものであり、要件 1 に示す介護支援専門員に係る研修に該当しないものです。

【要件 2について】

Q 7 A町地域包括支援センターが開催する地域ケア会議では、個別事例検討のほか勉強会も行っている。これを地域包括支援センターが開催する法定外の研修と取り扱ってよいか。

A 7 勉強会がケアマネ業務に関する研修会に相当するものであれば該当します。(次第など、研修であることが確認できる書面を提出して下さい。)

なお、地域ケア会議などにおける個別事例検討は、研修として取扱いません。

◎ 次の団体が開催する研修会で、介護支援専門員業務に関する内容の場合、要件 2 に該当する研修として取り扱います。(平成 28 年度主任更新研修に関し問い合わせが多数あったもの)

- (1)三沢ケアマネージャー連絡協議会
- (2)八戸地域介護支援専門員協議会
- (3)青森在宅緩和ケア懇話会
- (4)青森県地域連携実務者協議会
- (5)津軽地域ケアネットワーク

◎ 医療機関が主催する感染症・褥瘡の研修会等、大学が主催する公開講座・研修、企業が開催する福祉用具の研修会等について、法人内部研修又は有志の勉強会ではないこと及び介護支援専門員の業務に関連する内容の研修であることがプログラムや次第で確認できる場合は、受講要件 2 で示す法定外研修として取り扱います。

◎ 県が主催する次の会議、研修等は受講要件 2 に該当しません。

- ・医療介護連携調整実証事業ケアマネ協議（会議）
- ・介護サービス事業者等集団指導（説明会）
- ・認知症キャラバンメイト養成研修（研修の目的が認知症サポーター養成講座の講師養成）
- ・認定調査員新任者研修、認定調査員現任者研修（要介護認定調査を行うための研修）
- ・認知症介護実践者等養成研修
- ・ゲートキーパー養成研修

◎ 上記以外の法定外研修については、

①主催者

②研修の内容 が受講要件 2 に該当するか、との視点で判断してください。